

田村市工事発注における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 田村市工事請負契約約款(平成17年田村市告示第12号)第10条第3項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が発注し、次の各号のいずれかの条件を満たす工事は、現場代理人を兼務配置することができるものとする。この場合において、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 次のいずれかに該当する工事

ア 請負金額がそれぞれ4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円)未満の工事で次の表の工種区分が同一の工事 2件まで

イ 請負金額の総額が4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円)未満の工事で次の表の工種区分が同一の工事 3件まで

区分1	一般土木 舗装 鋼橋上部 PC橋上部 しゅんせつ 塗装 法面処理 下水道 清掃施設 消雪 造園 さく井 グラウト 水道施設
区分2	建築 電気設備 暖冷房衛生設備 機械設備 通信設備

(2) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項に該当する工事(工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事)。ただし、次のいずれかを満たすものとする。

ア 専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は、当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

イ 発注者が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に発注者が支障ないものと認めた工事(承認にあたっては、総務部財政課長の決裁を受けるものとする。)

(手続)

第3条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、契約締結時に現場代理人兼任配置届(別記様式)を施工届に併せて提出するものとする。

(兼任配置した場合の条件)

第4条 現場代理人を兼任配置した工事については、安全確保の観点から次の条件を付すものとする。

(1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項の履行を必須とすること。履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

ア 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施行に関わる事項を処理できる責任者を指定し、配置すること。

イ 現場代理人は、いずれかの工事現場に駐在すること。

ウ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

エ 現場代理人は、1日に1回以上当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

オ 現場代理人は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者等を選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては配置すること。

(2) 次のいずれかの場合に限り前号アからウまでの事項は適用されない。

ア 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

イ 一方の工事が中止又は休止となっている場合

ウ 工事が完了してしゅん工検査の待機中となっている場合

2 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底及び現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、受注者は速やかに緩和の承認を取り消すものとする。

3 受注者が発注者から現場代理人の承認を取り消された際には、新たな現場代理人を配置するものとする。この場合において、新たな現場代理人を配置できないときは、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

(変更契約時の取扱い)

第5条 現場代理人を兼任配置した工事について、設計変更等による変更契約により、対象工事の条件を満たさなくなった場合においても、当該兼任配置を認めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この取扱基準は、令和8年4月1日から施行する。

(「現場代理人の常駐義務緩和について」の廃止)

2 「現場代理人の常駐義務緩和について」(平成23年8月制定)は、廃止する。

現場代理人兼任配置届

年 月 日

田村市長

住所又は所在地
受注者氏名又は名称
及び代表者職氏名

次の工事について、現場代理人を兼任とするので届け出ます。
なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に万全を期し、
万一、兼任が適当でないと判断された場合は、兼任の解除を指示されても異議ありません。

該当する要件の番号（下記参照）		
現場代理人氏名		連絡先
兼任する工事1	契約番号	第 号
	工事名	
	工事場所	
	工期	
	請負金額	
	工事担当課	工種区分 区分1 区分2
兼任する工事2	契約番号	第 号
	工事名	
	工事場所	
	工期	
	請負金額	
	工事担当課	工種区分 区分1 区分2
兼任する工事3	契約番号	第 号
	工事名	
	工事場所	
	工期	
	請負金額	
	工事担当課	工種区分 区分1 区分2

◆該当する要件

(1) 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事(工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事)。ただし、次のいずれかを満たすものとする。

ア 専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

イ 発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

(2) 次のいずれかに該当する工事

ア 請負金額がそれぞれ4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事以下記の工種区分が同一の工事 2件まで

イ 請負金額の総額が4,500万円未満の工事以下記の工種区分が同一の工事 3件まで

区分1	一般土木 舗装 鋼橋上部 PC橋上部 しゅんせつ 塗装 法面処理 下水道 清掃施設 消雪 造園 さく井 グラウト 水道施設
区分2	建築 電気設備 暖冷房衛生設備 機械設備 通信設備

(3) (1) 及び (2) のほか、特に発注者が支障はないと認めた工事